

ながのけんまつもとじどうそうだんじょ
長野県松本児童相談所

目的

- ☆18歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じる県の機関です。
- ☆児童本人、家族、学校や保育所の先生、地域の方など、どなたからの相談にも応じています。
- ☆相談の費用は無料です。
- ☆秘密は堅く守ります。
- ☆電話による相談にも応じています。

支援内容

<相談するには>

1 相談日時

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
(土日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)は除く)

2 相談は

- ◎ 電話でお申し込みください。(0263-91-3370)
- ◎ 相談日を予約させていただきます。

3 相談の仕組み

- ◎ まず、専門のスタッフがお話をお聞きします。
- ◎ 児童の様子を見せていただいたり、話を聞かせていただきます。
- ◎ 必要に応じ関係者からお話を聞かせていただくこともあります。
- ◎ 専門のスタッフが保護者とともによりよい方法を考えます。
- ◎ より適切な相談機関を紹介することがあります。

4 児童相談所の援助

- ◎ 児童福祉司や児童心理司などが相談に応じ、助言・指導を行うほか、必要に応じて心理検査などを行います。
- ◎ 児童の緊急保護や行動観察が必要と判断したときは、児童を一時的にお預かりすることがあります。
- ◎ 相談の結果、分離が必要な場合には児童本人及び保護者の意向を考慮した上で、児童福祉施設の利用又は里親に養育を委託する場合があります。この場合、保護者の所得に応じて入所負担金を徴収します。

長野県松本児童相談所**<専門スタッフ>**

◎ 児童福祉司

担当地域内の児童、保護者等から児童の福祉に関する相談に応じ、学校や保育所などの関係機関と連携をとりながら必要な調査や社会診断を行い、必要な助言指導や援助を行います。

◎ 児童心理司

児童や保護者等からの相談に応じるとともに、児童に対して、面接、心理検査、行動観察等によって心理診断を行うほか、心理療法、カウンセリング、助言指導等を行います。

◎ 保健師

一時保護児童の健康管理を行うほか、児童の健康、保健、医療に関する技術的な支援を行います。

◎ 児童指導員

一時保護児童の生活指導、学習指導、行動観察、緊急時の対応等一時保護業務に関することのほか、児童福祉司や児童心理司等と連携して児童や保護者等への指導を行います。

◎ 嘱託医師

診察、医学的検査等による児童の医学診断と、児童、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導等を行います。

所在地

〒390-1401

松本市波田9986

《所要時間》

松本電鉄上高地線下島駅下車 徒歩3分

電話・FAX等

電話番号 0263-91-3370

ファクシミリ 0263-92-1550